

佐伯市大手町駐車場管理規程

(通則)

第1条 城山歴史公園及び歴史と文学のみち、さいき城山桜ホール等への来訪者の利便を図り、もって地域の振興に資するため、当面の間佐伯市大手町駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

2 駐車場の利用に関する事項は、この規程による。

(名称及び位置等)

第2条 駐車場の名称及び位置等は、次のとおりとする。

名 称：佐伯市大手町駐車場

所在地：佐伯市大手町1丁目 51-1、57-3、57-21、71-1、71-2

面 積：5,388.09 m²

管理者：佐伯市（地域振興部地域振興課）

(駐車場の利用)

第3条 駐車場の利用者（以下「利用者」という）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(駐車料金)

第4条 駐車料金は、無料とする。

(利用期間の制限)

第5条 駐車場の1回の利用は、最初に駐車したときから連続して10日以内を限度とする。

(利用の休止等)

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、利用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「利用休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあるとき

(2) 保安上利用の継続が適当でないと認められるとき

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められるとき

(4) 佐伯市及び佐伯市教育委員会の申請による利用があるとき

(5) 国の機関又は地方公共団体の申請による利用があるとき

(駐車場の入出等)

第7条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(遵守事項)

第 10 条 前条に掲げるもののほか、利用者は、駐車場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 騒音を発する行為等をしないこと
- (2) 駐車場内において宿泊しないこと
- (3) 車両の洗浄又は修理をしないこと
- (4) 駐車場施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたときは管理者に届け出ること
- (5) 事故が発生したときは直ちに警察署に届け出ること
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること
- (7) そのほか他の利用者の迷惑となる行為をしないこと

(利用の拒否)

第 11 条 管理者は、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 第 5 条の期間を超えたとき
- (2) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき
- (3) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき
- (4) 著しい騒音や臭気を発するとき
- (5) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき
- (6) その他駐車場の管理上支障があるとき

(事故に対する措置)

第 12 条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講じることができる。

(引取りの請求)

第 13 条 利用者が第 5 条に規定する期間を超えて車両を駐車しているときは、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。）に対して通知又は駐車

場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第14条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む）を調査することができる。

(車両の移動)

第15条 管理者は、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第16条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

(利用者に対する損害賠償責任)

第17条 管理者は、車両保管にあたり、車両の滅失又は損傷について、その損害を賠償する責を負わない。

2 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害について、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第 18 条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害について、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第 6 条の規定による利用休止等の措置
- (5) 第 12 条の規定による措置

第 19 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

(この規程に定めない事項)

第 20 条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。